

3 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担告示（案）

○厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第二項第二号（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準

一 指定居宅支援等（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援及び同法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。以下同じ。）を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、別表により算定した額とする。

二 前号の規定により指定居宅支援等を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			身体障害者 居宅介護 30分当たり	身体障害者 デイサービス 1日当たり	身体障害者 短期入所 1日当たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	100	
C 2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	200	
		前年分の所得税額の年額区分				
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0 ～ 30,000円以下	2,200	150	300	300
D 2		30,001 ～ 80,000	3,300	200	400	400
D 3		80,001 ～ 140,000	4,600	250	500	600
D 4		140,001 ～ 280,000	7,200	300	700	1,000
D 5		280,001 ～ 500,000	10,300	400	1,000	1,400
D 6		500,001 ～ 800,000	13,500	500	1,300	1,800
D 7		800,001 ～ 1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額

(注)

- 1 身体障害者及びその扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（身体障害者デイサービスについては、所要時間4時間以上の場合のものであり、所要時間4時間未満の場合は、当該額の2分の1の額とする）。ただし、身体障害者にあつては、支援費基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、支援費基準額から扶養する身体障害者が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「支援費基準額」とは、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第 号）により算定される額をいう。
- 4 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。

5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

4 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担告示（案）

○厚生労働省告示第 号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第二項第二号（第十五条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準

一 指定居宅支援等（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援及び同法第十五条の七第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。以下同じ。）を利用した際に知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、別表により算定した額とする。

二 前号の規定により指定居宅支援等を利用した際に知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

## 別表

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			知的障害者 居宅介護 30分当たり	知的障害者 デイサービス 1日当たり	知的障害者 短期入所 1日当たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	100	
C 2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	200	
D 1 前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）		前年分の所得税額の年額区分 0 ～ 30,000円以下	2,200	150	300	300
D 2		30,001 ～ 80,000	3,300	200	400	400
D 3		80,001 ～ 140,000	4,600	250	500	600
D 4		140,001 ～ 280,000	7,200	300	700	1,000
D 5		280,001 ～ 500,000	10,300	400	1,000	1,400
D 6		500,001 ～ 800,000	13,500	500	1,300	1,800
D 7		800,001 ～ 1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額

(注)

- 1 知的障害者及びその扶養義務者（知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（知的障害者デイサービスについては、所要時間4時間以上の場合のものであり、所要時間4時間未満の場合は、当該額の2分の1の額とする。また、知的障害者短期入所については、宿泊を伴う場合のものであり、宿泊を伴わない場合は、1日の所要時間が4時間未満の場合は当該額の4分の1の額、1日の所要時間が4時間以上8時間未満の場合は当該額の2分の1の額、1日の所要時間が8時間以上の場合は当該額の4分の3の額とする）。ただし、知的障害者にあつては、支援費基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、支援費基準額から扶養する知的障害者が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、知的障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「支援費基準額」とは、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第 号）により算定される額をいう。
- 4 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市

町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。)をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。

5 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

5 児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担告示（案）

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第二項第二号（第二十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準

- 一 指定居宅支援等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援及び同法第二十一条の十二第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。以下同じ。）を利用した際に障害児の扶養義務者が負担すべき額は、別表により算定した額とする。
- 二 前号の規定により指定居宅支援等を利用した際に障害児の扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			児童 居宅介護 30分当たり	児童デイ サービス 1日当たり	児童 短期入所 1日当たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	100	
C 2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	200	
		前年分の所得税額（障害児の所得税額を含む。）の年額区分				
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0 ～ 30,000円以下	2,200	150	300	300
D 2		30,001 ～ 80,000	3,300	200	400	400
D 3		80,001 ～ 140,000	4,600	250	500	600
D 4		140,001 ～ 280,000	7,200	300	700	1,000
D 5		280,001 ～ 500,000	10,300	400	1,000	1,400
D 6		500,001 ～ 800,000	13,500	500	1,300	1,800
D 7		800,001 ～ 1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額

(注)

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（児童短期入所については、宿泊を伴う場合のものであり、宿泊を伴わない場合は、1日の所要時間が4時間未満の場合は当該額の4分の1の額、1日の所要時間が4時間以上8時間未満の場合は当該額の2分の1の額、1日の所要時間が8時間以上の場合は当該額の4分の3の額とする）。ただし、支援費基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「支援費基準額」とは、児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第 号）により算定される額をいう。
- 4 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。



5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

## 6 利用者負担の額の算定に関する基準の取扱いについて

利用者負担に関する厚生労働大臣の定める基準については、厚生労働省告示において示すこととなるが、その取扱いについては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知にて、取扱い細則については、障害福祉課長通知にて通知することとする。

### 1 利用者負担の額の算定に関する基準の取扱い通知（障害保健福祉部長通知）について

部長通知については、既に示している事務処理要領「第5節 利用者負担額の決定」の内容を基本に通知することとする。事務処理要領の追加・修正内容は次のとおりである。

頁	支援費制度担当課長会議資料 平成14年9月12日（木）	変更・追加・修正内容
183	<p>(2)収入として認定しないもの</p> <p>ウ 原子爆弾被爆者に対する<u>特別措置</u>に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額</p> <p>(3)必要経費</p> <p>ウ 日用品費又は日常生活費</p> <p>通所者については利用者本人に係る前年度の生活保護法による基準生活費（第1類及び第2類の額（年額））の1.5倍相当額を、指定内部障害者更生施設、指定知的障害者授産施設以外の施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）を必要経費として認定する。</p>	<p>(2)収入として認定しないもの</p> <p>ウ 原子爆弾被爆者に対する<u>援護</u>に関する法律により支給される<u>医療特別手当及び特別手当</u>のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額</p> <p>(3)必要経費</p> <p>ウ 日用品費又は日常生活費</p> <p>通所者については利用者本人に係る前年度の生活保護法による基準生活費（第1類及び第2類の額（年額））の1.5倍相当額を、指定内部障害者更生施設、指定知的障害者授産施設以外の施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）を必要経費として認定する。</p> <p><u>なお、平成15年度においては、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）に0.5を乗じて得た額（円未満切り捨て）を必要経費として認定する。</u></p>

185 2 施設訓練等支援の扶養義務者分、  
居宅生活支援の利用者本人分及び扶  
養義務者分の取扱いについて

2 施設訓練等支援の扶養義務者分、  
居宅生活支援の利用者本人分及び扶  
養義務者分の取扱いについて

(2)の次に

(3)同一の者が施設訓練等支援及び居  
宅生活支援の2人以上の主たる扶養  
義務者となる場合には、扶養義務者  
の利用者負担月額が一番高い者分を  
負担することとし、それ以外は免除  
する。

なお、その際の居宅生活支援につ  
いては、その月の使用量により月額  
に差があることから、既に居宅生活  
支援を利用している者については利  
用者負担額を算定する月の、新たに  
支給決定を受けようとする者につ  
いては最初の月の支給量を基に利用者  
負担月額を推計して算定すること。

(4)主たる扶養義務者が、既に他の社  
会福祉施設（施設訓練等支援の対象  
施設を除く）の被措置者等の扶養義  
務者として費用徴収されている場合  
には、本制度による利用者負担額は  
次により算定した額とすること。

利用者負担額＝本制度により算定し  
た額－他の制度による費用徴収額  
（100円未満切り捨て）

186 3 年度途中で収入や必要経費に著し  
い変動があった場合の取扱い

3 年度途中で収入や必要経費に著し  
い変動があった場合の取扱い

(1)の次に

(2)居宅生活支援の利用者本人分

ア 前年に比して収入が減少したり  
不時のやむを得ざる支出が必要に  
なる等の事情により利用者本人の  
負担能力に著しい変動が生じ、費  
用負担が困難であると市町村長が  
認めるときは、当該年の課税額を  
推計して階層の変更を行って差し  
支えない。

イ この階層の変更は、例外措置で  
あるので、原則として、利用者本  
人からの申立てにより行うことと  
するが、利用者本人が生活保護法  
による扶助を受ける等明らかに階  
層の変更が必用と認められる場合  
には申立てによらずに変更決定を  
行って差し支えない。

187	(2)施設訓練等支援の扶養義務者及び居宅生活支援の利用者本人分並びに扶養義務者の場合	(3)施設訓練等支援の扶養義務者及び居宅生活支援の扶養義務者の場合
-----	--	-----------------------------------

## 2 利用者負担の額の算定に関する基準の取扱い細則通知（障害福祉課長通知）について

課長通知については、現行の身体障害者更生援護施設事務費の国庫負担（費用徴収基準）の取扱いについて（昭和63年6月3日社更第113号厚生省社会局更生課長通知）に準じた内容で通知することとする。

## 7 知的障害者入所施設の必要経費の見直しについて

知的障害者入所施設の施設訓練等支援に要した費用には、利用者にかかる日常生活費相当額が含まれていることから、利用者負担額の決定に当たっては、必要経費として控除しない取扱いとしたところである。

なお、本取扱いについては、激変緩和措置として2か年で実施することとする。

[必要経費について]－抜粋－

### 【現行】

#### ウ 日用品費又は日常生活費

通所者については利用者本人に係る前年度の生活保護法による基準生活費（第1類及び第2類の額（年額））の1.5倍相当額を、指定内部障害者更生施設以外の施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）を必要経費として認定する。

### 【支援費制度移行後】

#### ウ 日用品費又は日常生活費

通所者については利用者本人に係る前年度の生活保護法による基準生活費（第1類及び第2類の額（年額））の1.5倍相当額を、指定内部障害者更生施設、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設以外の施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）を必要経費として認定する。

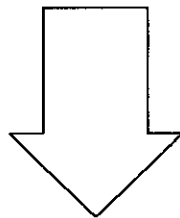
なお、平成15年度においては、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）に0.5を乗じて得た額（円未満切り捨て）を必要経費として認定する。

## 知的障害者入所施設の必要経費の見直し

[ 対象収入の算出 ]

【現 行】

収 入	—	必 要 経 費	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金、恩給</li> <li>・授産工賃 (就労控除あり)</li> </ul>	等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金、社会保険料</li> <li>・医療費</li> <li>・日常生活費 (日用品費)</li> </ul>	等



【支援費制度移行後】

収 入	—	必 要 経 費	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金、恩給</li> <li>・授産工賃 (就労控除あり)</li> </ul>	等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金、社会保険料</li> <li>・医療費</li> <li><del>・日常生活費 (日用品費)</del></li> </ul>	等

※ 日常生活費 = 生活保護法における入院患者日用品費相当額  
(285,970円；V区及びVI区)

【 例：入所後3年以上で、収入が年金のみの者の場合の利用者負担月額 】			
	( 現 行 )	( 移 行 後 )	(負担増)
障害基礎年金1級受給者	34,100円(22階層)	51,800円(30階層)	17,700円
		15年度 43,800円(26階層)	9,700円
障害基礎年金2級受給者	19,100円(15階層)	41,800円(25階層)	22,700円
		15年度 30,800円(21階層)	11,700円